

(3) 県立柏崎アクアパーク利用料

ア 専用利用料

施設等の名称	区分			利用料金		
	専用種別	利用目的	専用単位	1時間当たり	1日当たり (6時間以上9時間以内)	
50mプール	一般専用	1 学校若しくは学校をもって構成する団体又は競技団体(以下「学校等」という。)が、競技会又は練習のために利用するとき	全コース	5,400円	37,800円	
			長水路1コース当たり	1,190円		
			短水路1ブロック当たり	3,560円		
		2 学校等以外の者が競技会、練習、催物等のために利用するとき	全コース	10,800円	75,600円	
			長水路1コース当たり	2,380円		
			短水路1ブロック当たり	7,130円		
		3 前項の場合で入場料を徴収して利用するとき	全コース	21,600円	151,200円	
			長水路1コース当たり	4,750円		
			短水路1ブロック当たり	14,260円		
アイススケートリンク	一般専用	1 学校等が競技会又は練習のために利用するとき	全リンク	8,100円	56,700円	
		2 学校等以外の者が競技会、練習、催物等のために利用するとき	全リンク	16,200円	113,400円	
			リンクの3分の1	5,400円		
		3 前項の場合で入場料を徴収して利用するとき	全リンク	32,400円	226,800円	
			リンクの3分の1	10,800円		
和室	一般専用	一般利用者がプール、アイススケートリンク又は浴室を使用する場合で、会議又は集会等に利用するとき。	A和室(20畳)	540円		
			B和室(30畳)	全部	860円	
				2分の1	430円	
			C和室(12畳)	320円		

- 注 1 一般専用とは、各施設等の利用時間内において、10人以上の団体が専用して利用することをいう
- 2 営利又は営業の目的で利用するときは、規定料金の3倍の額とする
- 3 利用時間には、準備及び原状回復までの時間を含むものとし、1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する

イ 個人等利用料

施設等の名称	利用者等区分		利用料金	
			1回券	12回券、3か月券または6か月券
50mプール	個人	一般（高校生以上）	420円	3か月券 4,940円 6か月券 8,390円
		中学生以下	210円	3か月券 2,470円 6か月券 4,200円
	団体	一般（高校生以上）	360円	
		中学生以下	150円	
レジャープール	個人	一般（高校生以上）	720円	12回券 7,200円
		中学生以下	360円	12回券 3,600円
	団体	一般（高校生以上）	670円	
		中学生以下	310円	
		未就学児童	150円	
アイススケートリンク	個人	一般（高校生以上）	820円	12回券 8,230円
		中学生以下	410円	12回券 4,110円
	団体	一般（高校生以上）	770円	
		中学生以下	360円	
浴室	個人	一般（高校生以上）	520円	12回券 5,140円
		中学生以下	310円	12回券 3,090円
		高齢者	360円	12回券 3,600円

- 注 1 団体とは、30人以上をいう。
 2 未就学児童の利用については、保護者同伴とし、保護者1人につき、当該未就学児童2人を無料とする。ただし、団体に利用する場合を除く。
 3 保育所又は幼稚園がレジャープールを利用する場合の引率者は、無料とする。
 4 高齢者とは、満60歳以上の者をいう。
 5 50メートルプールの3か月券または6か月券で、新潟県柏崎市都市公園条例（昭和34年条例第4号）に定める柏崎市スポーツハウスのプールを利用できる。

ウ 附属施設及び附属設備利用料

施設及び設備の名称	利用単位	利用料金
会議室	1時間当たり	540円
ミーティング室	1時間当たり	860円
自動計時装置	1時間当たり	540円
電光特典装置	1時間当たり	540円
放送設備	1時間当たり	400円

注 利用時間には、準備及び原状回復までの時間を含むものとし、1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。

(4) 柏崎市都市公園施設利用料

ア 白竜公園テニスコート

区分	利用料金	
庭球の大会及び練習に 利用する場合	コート 1面 1時間につき	540円
	照明 1面 30分につき	320円
	放送設備 一式 1時間につき	270円

- 注 1 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合の施設の利用料は、5割増とする。
 2 営利又は営業の目的で利用する場合は、規定利用料の3倍の額とする。
 3 利用時間が30分又は1時間に満たない場合は、それぞれ30分又は1時間とする。

イ 駅前公園テニスコート

区分	利用料金	
庭球の大会及び練習に利用 する場合	コート 1面 1時間につき	540円
	照明 1面 30分につき	320円
	放送設備 一式 1時間につき	270円

- 注 1 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合の施設の利用料は、5割増とする。
 2 営利又は営業の目的で利用する場合は、規定利用料の3倍の額とする。
 3 利用時間が30分又は1時間に満たない場合は、それぞれ30分又は1時間とする。

ウ スポーツハウス

施設の 名称	利用料金		
	単位	金額	
球技場	1人1回	一般	150円
		中学生以下	80円
	3か月券	一般	2,100円
		高校生	1,550円
		中学生以下	1,050円
	6か月券	一般	3,670円
		高校生	2,700円
		中学生以下	1,840円

	12か月券	一般	6,300円
		高校生	4,650円
		中学生以下	3,150円
	専用利用（1時間につき）		1,080円
プール	1人1回	一般	310円
		中学生以下	150円
	3か月券	一般	3,780円
		中学生以下	1,890円
	6か月券	一般	6,300円
		中学生以下	3,090円
	専用利用（1コース1時間につき）	一般	490円
		学校等の団体	290円

- 注 1 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合の施設の利用料は、5割増とする。
- 2 営利又は営業の目的で利用する場合は、規定利用料の3倍の額とする。
- 3 球技場については、2分の1ごとに区分して専用できる。この場合の利用料は、2分の1とする。
- 4 学校等の団体とは、学校及び学校をもって構成する団体並びに競技団体をいう。
- 5 未就学児は、無料とする。
- 6 球技場利用における3か月券、6か月券又は12か月券は、それぞれ新潟県柏崎市体育施設設置及び管理に関する条例（平成2年条例第19号）に定める3か月券、6か月券又は12か月券として同施設を利用することができる。
- 7 プール利用については、新潟県立柏崎アクアパーク管理条例（平成5年条例第7号）に定める3か月券又は6か月券で利用できる。

エ 海岸公園運動広場

利用料金		
単位		金額
専用利用（1時間につき）	中学生以下の団体	540円
	高校生以上の団体	1,080円
照明利用（30分につき）		150円

- 注 1 専用利用とは、利用時間内において10人以上の団体が専用して利用することをいう。
- 2 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合の施設の利用料は、5割増とする。
- 3 営利又は営業の目的で利用する場合は、規定利用料の3倍の額とする。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。